

直島町地球温暖化対策実行計画

令和5年5月

直 島 町

目 次

| | |
|-----------------------|---|
| 1. 計画の主旨 | 1 |
| 2. 計画の目的 | 1 |
| 3. 計画期間 | 1 |
| 4. 対象区域及び組織の範囲 | 2 |
| 5. 取り組みの内容 | 2 |
| 6. 計画の基準年 | 3 |
| 7. 本町の現状 | 3 |
| 8. 目標 | 4 |
| 9. 職員研修等の実施 | 4 |
| 10. 計画の推進体制・点検等 | 4 |

1. 計画の主旨

近年、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、生物多様性の減少、森林の減少、砂漠化など地球規模の環境悪化が顕在化してきているが、その中でも地球の温暖化は、海面水位の上昇による陸域の減少、異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、熱帯性感染症域の拡大など、全世界の人々の生活に甚大な影響を及ぼす可能性があり、世界的な対応が急務とされている。

こうしたなか、平成9年に京都で開催された地球温暖化防止会議で各国の温室効果ガス総排出量の削減目標が定められ、この会議で決定された「平成20年～平成24年に平成2年レベルから6%の削減」の目標を達成するため、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定された。

この法律で、温室効果ガスは全ての人々が日常活動で排出しており、国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが排出削減の責務を負うことが定められている。

直島町では、平成25年度に第4次直島町総合計画に掲げる町の将来像である「小さい島を大きく美しく 実のなる島へ」の実現に向け、エコアイランドなおしまプランを町民・事業者・行政が一体となって推進し、ゴミの減量化・リサイクルのための環境産業を育成するとともに、循環型社会形成のモデル地域となることを目指している。

また、環境問題に目を向け、環境保護のための活動に積極的に取り組み、人々が活気にあふれ、心豊かで、健康的かつ文化的な生活を送れるまちづくりを行うため、平成15年1月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を認証取得し、同年3月に「環境のまち・直島」を宣言した。平成25年度にISO14001の認証を返上し、平成26年度に自己宣言による運用、平成27年度からは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「直島町地球温暖化対策実行計画」により、地球温暖化防止に向けた取り組みを推進するものとする。

2. 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、本町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

3. 計画の期間

計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とする。ただし、この間の実績や技術の進歩、状況の変化等をふまえて適時見直しを行うこととする。

4. 対象区域及び組織の範囲

(1) 適用対象区域

町本庁舎

(2) 適用対象組織

- ・ 総務課
- ・ まちづくり観光課
- ・ 建設経済課
- ・ 環境水道課
- ・ 住民福祉課
- ・ 税務課
- ・ 出納室
- ・ 教育委員会事務局
- ・ 議会事務局

(3) 適用対象者

- ・ 本庁舎内正職員
- ・ 本庁舎内会計年度任用職員

(4) 町本庁舎内及び本庁舎外で業務を行う以下の組織についても、協力を要請する。

- ・ 本庁舎内の指定金融機関
- ・ 各課が管理する本庁舎以外の組織（幼児学園、小・中学校、診療所等）

5. 取り組みの内容

本計画における取り組み項目は下記のとおりとし、運用、監視及び測定手順は別に定める「エコオフィス運用手順書」に基づき実施する。

(1) 町が用いる物品及びサービスの購入、使用及び廃棄に関する主な取り組み項目

- ・ 用紙類
- ・ 文具事務用品
- ・ 電気製品
- ・ 燃料等のエネルギー
- ・ 容器及び包装材料
- ・ 公用車

(2) 工作物の設計、施行、維持及び解体に関する主な取り組み項目

- ・緑化
- ・温室効果ガスの排出の少ない設備の導入
- ・省エネルギー
- ・温室効果ガスの低減に資する素材の選択
- ・廃棄物の減量
- ・その他の環境保全対策

6. 計画の基準年

本計画の基準年は、令和4年度とする。

7. 本町の現状

(1) エネルギーの使用量

エネルギー別使用量は、以下のとおりである。

エネルギー別の使用量

| エネルギー種別 | 使用量 |
|--------------|---------------|
| 電 気 (令和4年度) | 192,164 (KWh) |
| ガソリン (令和4年度) | 4,280 (ℓ) |

(2) 温室効果ガス排出量

対象となる温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められた7物質【二酸化炭素 (CO₂) ・メタン (CH₄) ・一酸化二窒素 (N₂O)) ・ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) ・パーフルオロカーボン類 (PFCs) ・六ふッ化硫黄 (SF₆) ・三ふッ化窒素 (NF₃) 】のうち温室効果ガスの主である二酸化炭素 (CO₂) を対象とする。

温室効果ガスの排出量 (令和4年度)

| 対象温暖化ガス | 排出量 |
|--------------------------|----------------------------|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 132.2 (t-CO ₂) |

8. 目標

本計画では、令和5年度から令和9年度における数値目標を設定し、定期的に進捗状況を点検することにより進行管理を行う。

(1) エネルギー使用量の目標

| エネルギー種別 | 使用量目標 |
|---------|-----------------|
| 電気 | 毎年度、令和4年度使用量の維持 |
| ガソリン | 毎年度、令和4年度使用量の維持 |

(2) 温室効果ガスの総排出量の削減に関する目標

| 対象温暖化ガス | 排出量目標 |
|-------------|-----------------|
| 二酸化炭素 (CO2) | 毎年度、令和4年度排出量の維持 |

9. 職員研修等の実施

職員の意識向上のために、グループウェア等を活用し、積極的に環境保全活動等の情報提供に努める。

10. 計画の推進体制・点検等

(1) 推進体制

①推進本部

町長を本部長、副町長・教育長を副本部長とし、所属長を構成員として組織し、計画の策定、推進、点検、評価及び見直しを行う。

②環境活動責任者の設置

各所属における環境保全に向けた取組みを推進し、調整を行うため環境活動責任者を置き、各所属長の職にある者をもって充てる。

③環境活動推進員の設置

計画の周知徹底、計画の実行に関する具体的な改善策を提案するなど職員の意識啓発を図り、環境保全に向けた取組みを推進するため各所属に環境活動推進員を置き、所属長が指名する者をもって充てる。

④環境管理責任者の設置

計画を全庁的に推進し、進行管理を確実にを行うため環境管理責任者を設置する。

環境管理責任者は、環境水道課長の職にある者をもって充て、全庁的な取り組み状況の管理、監督を行うとともに、計画の取り組み状況を町長に報告する。

⑤事務局の設置

事務局を環境水道課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

(2) 計画の点検・評価、見直し

事務局は、計画で設定した目標について、定期的に取り組み結果を把握し、推進本部において年1回の点検評価を行う。

(3) 公表

計画の取り組み結果については、直島町ホームページ等により毎年度公表する。